

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和8年6月19日

収支等命令者

佐賀県立九州陶磁文化館 統括副館長 山田 博則

1 業務内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 委託業務名 | 九州陶磁文化館のDESTINATION化・文化観光ハブ拠点化に伴う基本計画・展示基本設計・文化観光ハブ拠点機能追加施工業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙説明書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和9年3月16日（火曜日）まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県立九州陶磁文化館
(佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1) |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 平成28年（2016年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までに完了した、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）、県又は市町の博物館等の施設の展示新設若しくは展示面積700㎡以上の改修に係る設計業務を元請として実施した実績があること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による一級建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の登録を有する者であること。
- (3) 登記簿上の本店（個人の場合は、主たる事業所をいう。）が日本国内にあること。
- (4) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制となっていること。
- (5) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・制作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (9) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (10) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 手続等に関する事項

(1) 担当課

佐賀県立九州陶磁文化館 企画総務課
郵便番号 844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1
電話 0955-43-3681
ファックス番号 0955-43-3324
電子メールアドレス kyuto@pref.saga.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年6月19日（金曜日）から同年7月9日（木曜日）正午まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 説明会の日時及び場所

本件プロポーザルに参加するには、説明会への参加を必須とする。原則対面とするが、都合によりオンラインを希望する場合は、別途相談すること。

(1) 日時 令和8年6月29日（月）14時から

(2) 場所 佐賀県立九州陶磁文化館 2階 研修室(佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1)

(3) 参加申込

- ・説明会への参加申込にあたっては、電子メールで申し込みを行うこと。
 - (ア) メールアドレス：kyuto@pref.saga.lg.jp
 - (イ) 申込期限：令和8年6月26日（金）17時まで
 - (ウ) 提出資料：説明会参加申込書 1部（別紙様式1）
- ※会場の広さの都合により2名以内とする。
- ・説明会参加申込書の提出は、メールのタイトルを「【参加申込】九陶ハブ拠点プロポーザル（社名）」とし、説明会参加申込書（別紙様式1）を添付の上、電子メールで送付すること。
- ・メール送付後、提出した旨を電話連絡すること。
- ・佐賀県ホームページに掲載している資料の配布は行わないため、当日持参すること。
- ・参加申込後、オンラインを希望した者には、県からWEB会議システム(Microsoft Teams)のURLを記載した案内メールを送付する。メールでの案内に従い、県で指定した時刻にアクセスし、参加すること。
- ・参加に当たって必要なパソコン、スマートフォン等の準備は参加者で行うこと。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申込書に関係資料を添付のうえ、上記3（1）の担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- （1）提出期限 令和8年7月9日（木曜日）正午まで
- （2）参加資格の確認結果は、令和8年7月17日（金曜日）までに通知する。
※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記3（1）の担当課に持参又は郵送すること。

- （1）提案書の内容は、別紙のとおりとする。
- （2）提出期限 令和8年7月29日（水曜日）正午まで
※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 プレゼンテーションの日時及び場所

- （1）日時 令和8年7月31日（金曜日）
- （2）場所 佐賀県立九州陶磁文化館 2階研修室（予定）
（佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3100-1）
- （3）プレゼンテーションは参加者ごとに行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

8 結果の通知

令和8年8月4日（火曜日）までに、書面により全ての参加者に対し通知する。

9 評価に関する事項

- （1）評価基準（配点入り）は別紙のとおりとする。
- （2）提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する審査項目は0点とする。
- （3）評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

- （1）契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - （ア）県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - （イ）国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、業務実施能力が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) 留意事項

- ア 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届を提出することとする（様式は任意）。
- イ 提案書作成に要する費用、その他参加に要する経費については参加者の負担とする。
- ウ 本県より提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。提案に際して第三者が所有する素材等を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- エ 提案書作成にあたり、契約の相手方として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- オ 天災その他やむを得ない理由によりプロポーザル手続を行うことができないときは手続を中止する。この場合の損害は、参加者の負担とする。
- カ 本委託業務で使用した写真・イラスト等を、本県がホームページや他の印刷物などで使用する場合は、受託者と協議のうえ行うこととする。

キ 本業務に直接関連する展示施工・工事の委託契約は、設計意図を的確に反映させるため、本業務の受託者が別紙4に定める「九州陶磁文化館のDESTINATION化・文化観光ハブ拠点化に伴う基本計画・展示基本設計・文化観光ハブ拠点機能追加施工業務委託受託者の施工に係る審査基準」をクリアした場合は、令和9年度以降に実施予定の展示施工・工事の受託者となり、随意契約を行う予定である。ただし、展示施工・工事に係る予算案が佐賀県議会において議決された場合に限り契約を締結するものとする。

ク この公告に掲げる手続は、文化庁補助事業「令和8年度本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（ACEプログラム）」に係る交付決定を前提として実施するものであり、当該業務における交付決定がなされない場合は中止します。

また、交付決定により一部内容に変更があった場合は、当該業務の一部を変更、又は中止する場合があります。

(8) 遵守事項

受託業者は、本業務の目的や内容を十分に理解した上で九州陶磁文化館のDESTINATION化・文化観光ハブ拠点化に伴う基本計画・展示基本設計・文化観光ハブ拠点機能追加施工業務実施のため、最高の技術を駆使するとともに、発注者と協力しながら、誠実に業務を実施することとする。

また、業務の実施に当たっては、関連する法律等を遵守すること。